

## マニユライフ生命、 『こだわり終身保険 v2(低解約返戻金型)』を福井銀行で販売開始

### 特定疾病による保険料の払い込みが免除になる終身保険

マニユライフ生命保険株式会社(代表執行役社長兼 CEO: ギャビン・ロビンソン、本社: 東京都新宿区、以下「マニユライフ生命」)は、7月22日より、無配当終身保険Ⅱ型(低解約返戻金特則付)(ペットネーム: 『こだわり終身保険 v2(低解約返戻金型)』)を株式会社福井銀行(取締役兼代表執行役頭取: 林正博、以下「福井銀行」)を通じて販売いたします。

2014年7月に発売した『こだわり終身保険 v2(低解約返戻金型)』は、一生涯の死亡保障を割安な保険料で確保しながら、「家族に資産をのこしたい」「将来に向け資金を準備しておきたい」というお客さまのための商品です。特定疾病による保険料の払い込み免除、ライフプランに合わせた保険料払込期間の設定など、お客さまの多様なニーズにお応えしています。また、過去1年間喫煙していない方には標準保険料率より割安なノンスモーカー料率(非喫煙者保険料率)が適用されます<sup>\*1</sup>。

福井銀行でマニユライフ生命の保険商品を取り扱うのはこれが初めてであり、銀行店舗内で運営される「ほけんプラザ」2カ所で販売されます。

### 『こだわり終身保険 v2(低解約返戻金型)』の特長

(詳細は別紙および右記 URL を参照: <http://www.manulife.co.jp/kodawari-syushin02>)

#### 1. 特定疾病による保険料の払込免除

- 「特定疾病保険料払込免除特則」を適用することにより、被保険者が特定疾病(ガン、急性心筋梗塞、脳卒中)により所定の状態に該当する場合、以後の保険料の払い込みを免除します。

#### 2. 魅力的な保険料

- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金を抑えることにより、割安な保険料を実現しています。
- 過去1年間喫煙していない方には標準保険料率よりも割安なノンスモーカー料率を適用します<sup>\*1</sup>。

#### 3. ライフプランに合わせて選べる保険料払込期間

- 保険料払込期間は、20年、30年、終身払<sup>\*2</sup>のほか、一定の年齢<sup>\*3</sup>で保険料を払い終えるプランなどをご用意しています。



- \* 1 喫煙歴は、告知に加え所定の検査があります。検査の結果などによってはノンスモーカー料率(非喫煙者保険料率)でのご契約をお引き受けできない場合があります
- \* 2 終身払の場合は一生涯、低解約返戻金期間が継続します
- \* 3 35、40、45、50、55、60、65、70、80、90 歳。特定疾病保険料払込免除特則を適用した場合は取り扱いが異なります

---

## マニユライフについて

マニユライフ生命は、マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション(マニユライフ)のグループ企業です。

マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーションは、世界有数の大手金融サービスグループです。米国においてはジョン・ハンコックのブランドで、その他の地域ではマニユライフとして事業を行い、お客さまの資金や金融面における重大な決断をサポートする先進的なソリューションをご提供しています。マニユライフは、個人・団体・機関投資家のお客さま向けに、ファイナンシャル・アドバイスや保険、資産運用・形成のための商品やサービスをご提供しています。2015 年末時点で、マニユライフは世界中でおよそ 34,000 人の職員と 63,000 人のエージェントおよび数千の販売パートナーを擁し、2,000 万人のお客さまに商品やサービスをご提供しています。マニユライフの管理運用資産は、2016 年 3 月末現在およそ 9,040 億カナダドル(6,970 億米ドル)です。また、過去 1 年の間にお客さまにお支払いした保険金、給付金および利息は 249 億カナダドル超となりました。

マニユライフは主にカナダ、米国、アジアで 100 年以上にわたって事業を展開しています。カナダのトロントに本拠を置き、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。詳細はウェブサイト([www.manulife.com](http://www.manulife.com) または [www.johnhancock.com](http://www.johnhancock.com)) をご覧ください。



■しくみ図(標準保険料率の場合)

- 例 ■ 被保険者:30歳・男性 ■ 死亡・高度障害保険金額:500万円 ■ 保険期間:終身  
 ■ 保険料払込期間:60歳満了 ■ 保険料払込方法:口振扱月払 ■ 特定疾病保険料払込免除特則:なし ■ 特約:なし



上記のご契約例における保険料率の比較

\*小数第2位切り捨て

経過年数	標準保険料率:月払保険料 9,905円			経過年数	ノンスモーカー料率:月払保険料 9,170円		
	解約返戻金額 A	払込保険料累計額 B	返戻率* A/B		解約返戻金額 A	払込保険料累計額 B	返戻率* A/B
5年	358,500円	594,300円	60.3%	5年	334,500円	550,200円	60.7%
10年	824,500円	1,188,600円	69.3%	10年	770,500円	1,100,400円	70.0%
20年	1,740,500円	2,377,200円	73.2%	20年	1,641,000円	2,200,800円	74.5%
30年	2,759,500円	3,565,800円	77.3%	30年	2,624,500円	3,301,200円	79.5%
40年	4,296,000円	3,565,800円	120.4%	40年	4,140,000円	3,301,200円	125.4%
50年	4,598,000円	3,565,800円	128.9%	50年	4,497,500円	3,301,200円	136.2%

●上表は、経過年数の末日における数値です。ご契約時の契約内容が表示の経過年数に達するまで変更なく継続したものととして算出しています。



## ■保険料の払込免除

A: 不慮の事故により、所定の身体障害状態になったとき

B: ご契約時に特定疾病保険料払込免除特則を適用し、特定疾病で所定の状態になったとき

### AとBの解約返戻金額の比較(標準保険料率の場合)

例	■被保険者: 30歳・男性	■死亡・高度障害保険金額: 500万円	■保険期間: 終身
	■保険料払込期間: 60歳満了	■保険料払込方法: 口振扱月払	■特定疾病保険料払込免除特則: あり
			■特約: なし

#### ▶イメージ図



#### ▶比較表

経過年数	被保険者 満年齢	解約返戻金額	
		A 不慮の事故により身体 障害状態になったとき	B 特定疾病で所定の状態 になったとき
5年	35歳	358,500円	3,027,000円
10年	40歳	824,500円	3,202,000円
15年	45歳	1,271,500円	3,384,000円
20年	50歳	1,740,500円	3,569,500円
25年	55歳	2,233,000円	3,754,500円
30年	60歳	2,759,500円	3,939,000円

●各経過年数時においてそれぞれの払込免除事由に該当した場合における解約返戻金額を表示しています。

●左表は、経過年数の末日における数値です。ご契約時の契約内容が表示の経過年数に達するまで変更なく継続したものととして算出しています。

Aの場合: 被保険者が責任開始期以後に発生した約款に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に約款に定める所定の身体障害の状態に該当されたとき、以後の保険料の払い込みを免除します。

Bの場合: 被保険者が保険料払込期間中に次の保険料の払込免除事由に該当されたとき、以後の保険料の払い込みを免除します。この場合、保険料の払込免除事由の発生時に一時に保険料の払い込みがあったものとして取り扱い、また以後の解約返戻金は低解約返戻金割合を用いず計算します。

特定疾病	保険料の払込免除事由
悪性新生物 (ガン)	<p>ガン責任開始日*以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンに罹患したと医師によって診断確定されたとき</p> <p>*「ガン責任開始日」とは、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目をいいます。</p> <p>●ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合には、保険料のお払い込みは免除しません。この場合、ガンと診断確定されてからその日を含めて6か月以内にご契約者からお申し出があったときは、特定疾病保険料払込免除特則は無効となります。</p> <p>●「上皮内ガン」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン」は保険料の払込免除の対象となりません。</p>
急性 心筋梗塞	<p>責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき</p>
脳卒中	<p>責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害・運動失調・麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p>

MLJ(BMC) 16060426

